

## 動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例

平成27年

輸出・輸入	品名	生産国／仕向国	違反根拠条文	概要	措置状況
輸入	畜産物(豚肉ソーセージ等)	フィリピン	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号	輸入禁止品である畜産物(豚肉ソーセージ等)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。	平成27年5、6月、日本人2名を警視庁が東京地方検察庁へ書類送致。
輸入	畜産物(豚肉ソーセージ等)	フィリピン	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号	輸入禁止品である畜産物(豚肉ソーセージ等)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。	平成26年11月、警視庁は、フィリピンから植物等を不正に持ち込んだ日本人男性2名を、植物防疫法違反の疑いで逮捕し、その後の捜査の結果、平成26年12月、植物防疫法及び家畜伝染病予防法違反で起訴。
輸出	畜産物(牛肉)	シンガポール	家畜伝染病予防法第45条	検査を受けることなく牛肉を携帯品として輸出した。	輸出者(日本人1名)に対し、法令遵守の徹底を求めることを内容とする行政指導を行うとともに、関係団体に対し、会員への動物検疫制度の周知を依頼。